

第33章 窃盗の罪

* 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日の前日までの間は「拘禁刑」「有期拘禁刑」は下段の（懲役）（禁錮）（有期懲役）となります。

（窃盗）

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（不動産侵奪）

第235条の2 他人の不動産を侵奪した者は、10年以下の拘禁刑に処する。

窃盗罪は、他人の財物を窃取する、すなわち、不法領得の意思をもって、他人所有の財物に対する所持を侵害し、これを自己の実力的支配内に移すことによって成立する。その犯罪事実記載の基本型は

被疑者は、……（日時）ころ、……（場所）において、A所有の〇〇〇（時価約×××円相当）を窃取したものである。

であり、事案によってこの型を応用してはよいわけである。

平成18年法律第36号により罰金刑が新設した。

① 「動機」には、犯意と密接不可分の関係にあるものと単なる情状にすぎないものがある。本罪の動機は通常「金銭に窮した結果」であって、それは必然的に犯行に直結するものではないから、単なる情状にすぎず、前者に当たるような特段の理由がないかぎり記載する必要はない。

「犯意」は、既遂に達した場合には、行為自体を示せば犯意を特に記載しないことが普通である。しかし、未遂の場合には、外形的行為を記載しただけではそれがいかなる構成要件に該当するかが明らかでない場合があるので、この点を明らかにするために犯意の記載が不可欠である（例えば、電気洗濯機の中に女性用下着

が入っているものと思い、それを窃取しようとしてその蓋を持ち上げた行為が窃盗の実行の着手に当たり、未遂にとどまるとされた事案（東京地判昭63・2・10判時1306）では、女性用下着窃取の目的の記載が不可欠であることが理解されよう。）。

② 「犯行年月日」の記載は、犯罪の特定上及び時効期間の算定上、さらに、行為者の責任能力の決定上（満14歳に達していたかどうか）、不可欠である。その特定の程度は、「できる限り」（刑訴256）特定する必要がある。また、犯行時刻が犯情に重要な影響を及ぼす場合がある（忍込み、深夜盗など）ので、判明する限度で特定する必要がある。一日のうちに複数の窃盗を犯している場合にはそれぞれの窃盗を特定する必要があるので、この場合も判明する程度で時刻を特定する必要がある。犯行時刻は、通常は自白以外に証拠が乏しい場合が多いが、被害者が最後に財物を確認した時刻と窃取されたことを認識した時刻を以て特定できる場合もある。そのような証拠もない場合は「〇日ころ」と記載するしかないであろう。

なお、常習として「夜間」、人の住居等に侵入して窃盗罪を犯したときは、盗犯等の防止及び処分に関する法律2条4号の適用があり、ここでは「夜間」が構成要件要素となっている。この場合の「夜間」とは、犯罪地の日没後、日出前の間をいい、侵入と窃取がともに夜間に行われた場合はもちろんのこと、いずれか一方が夜間にかかった場合をも含む（最判昭28・1・18刑集7・12・2571）ので、

「被疑者は、常習として、夜間で

1 令和〇〇年2月3日午前4時ころ、金品窃取の目的をもって、……に侵入し、同所において、……を窃取

2 同月5日午前3時ころから同日午前6時ころまでの間において、金品窃取の目的をもって、……に侵入し、同所で、……を窃取し

たものである。」

（注）「までの間において」としたので、「おいて」の連続を避ける必要上、「同所で」とする。）

などと記載する必要がある。

③ 「犯罪場所」の記載は、犯罪の特定上及び管轄権、さらには、国内犯罪か否かの決定上不可欠である。これを